

平成 2 0 年度西東京市下水道事業特別会計予算

平成 2 0 年度西東京市の下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,540,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成 2 0 年 2 月 2 9 日 提出

西東京市長 坂 口 光 治

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		300千円
	1 下水道受益者負担金	300
2 使用料及び手数料		1,897,408
	1 使用料	1,897,248
	2 手数料	160
3 国庫支出金		2,000
	1 国庫補助金	2,000
4 繰入金		2,245,500
	1 一般会計繰入金	2,245,500
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		102
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 市預金利子	100
	3 雑収入	1
7 市債		394,700
	1 市債	394,700
8 寄附金		1
	1 寄附金	1
歳入合計		4,540,012

歳出

款	項	金額
1 下水道費		1,824,698千円
	1 下水道管理費	1,319,635
	2 下水道建設費	505,063
2 公債費		2,711,314
	1 公債費	2,711,314
3 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出合計		4,540,012

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	千円 394,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び公営企業金融 公庫資金について、利率の見直しを 行った後においては、当該見直し 後の利率)	据置期間を含み30年以内に 償還する。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し 若しくは繰上償還又は低利債に 借換えすることができる。